

見附市選挙管理委員会告示第11号

令和7年7月20日執行予定の参議院新潟県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における投票の順序及び開票の順序を次のとおり定める。

令和7年6月25日

見附市選挙管理委員会

委員長 佐野 眞砂子

1. 投票の順序

先 参議院新潟県選出議員選挙の投票

後 参議院比例代表選出議員選挙の投票

2. 開票の順序

参議院新潟県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙の開票を同時に行う。